

# 第1章 総 説

## 第1節 国税通則法の概要

### 学習のポイント

- 1 通則法の目的は何か
- 2 通則法の主な内容はどのようなものか
- 3 通則法は他の税法等とどのような関係にあるか

### 1 国税通則法の目的

通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする（通1）。

#### (1) 税法の体系的な構成の整備

税法は納税者の理解が容易に得られるようにすべきである。このため、各税法においては、納税義務者、課税標準、税率など、課税の実体に関する規定を中心に定め、課税や納付などの手続に関する共通的な事項は、統一的に通則法に規定して、税法全体の構成を体系的に整えることを目的としている。

#### (2) 国税の基本的な法律関係の明確化

納税者の国税を納める義務（納税義務）に関する法律関係は、納税者の利害に直接影響するものであるため、納税義務はいつ成立し、いかなる行為によって具体的に確定するか、課税と徴収はいつからいつまでの間にできるかなどの極めて重要な基本的事項を明らかにすることを目的としている。

#### (3) 税務行政の公正な運営と納税関係の適正円滑化

更正、決定等の期間制限、不服審査などを通則法に規定することにより、税務行政の公正な運営を図るための改善合理化と、これらを通じて最終的に納税関係の適正円滑化を図ることを目的としている。

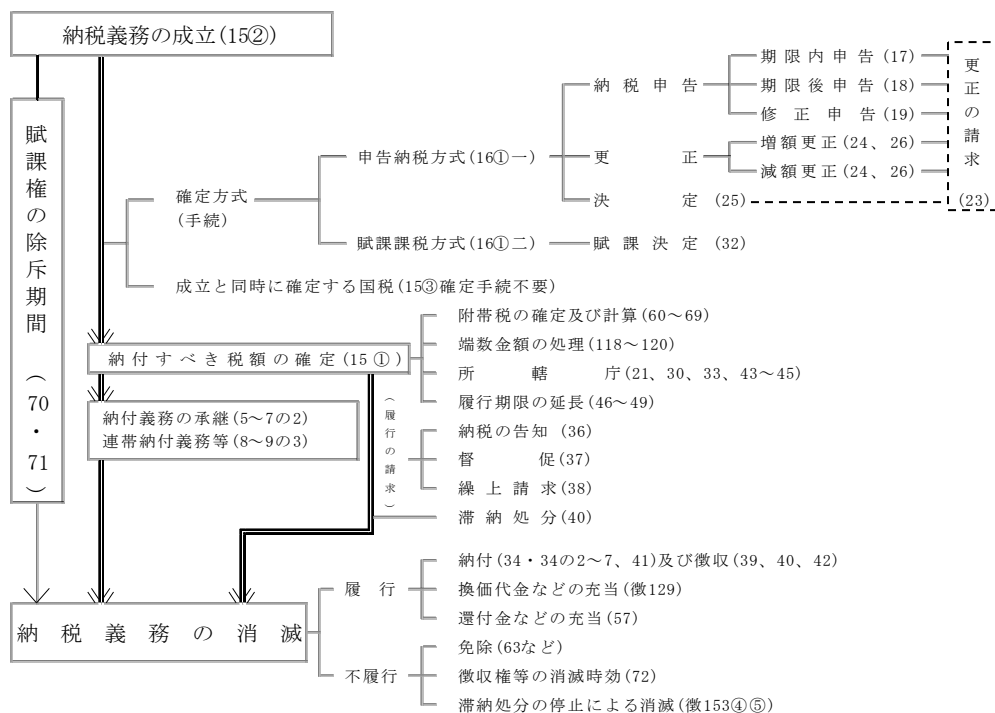
### 2 国税通則法の内容

通則法は、第1条から第160条までの規定により構成されている。その主な内容は次のとおりである。

- (1) 通則法の目的（通1）、期間の計算（通10）、書類の送達（通12～14）、納付義務の承継（通5～7の2）、連帯納付義務（通8～9の2）、連帯納付責任（通9の3）、納税管理人（通117）に関する規定

- (2) 納税義務の成立・納付すべき税額の確定の時期（通15）及び確定の方式（通16）に関する規定
- (3) 確定した国税の納付の方法（通34、34の2ないし34の7、35、41）及び徴収手続（通36～40）に関する規定
- (4) 国税債務の履行期限の延長及び担保（通46～55）に関する規定
- (5) 納め過ぎた国税などの還付及び還付加算金（通56～59）に関する規定
- (6) 本税に附帯して課される延滞税、利子税及び加算税（通60～69）に関する規定
- (7) 更正、決定、徴収、還付などについての期間制限（通70～74）に関する規定
- (8) 税務調査手続等（通74の2～74の13）に関する規定
- (9) 行政手続法との関係（通74の14）に関する規定
- (10) 不服審査及び訴訟（通75～116）に関する規定
- (11) 納税管理人、端数処理、納税証明等（通117～125）に関する規定
- (12) 罰則（通126～130）に関する規定
- (13) 犯則事件の調査及び処分（通131～160）に関する規定

【参考】 国税債権の流れと国税通則法の規定



### 3 国税通則法と他の税法等との関係

通則法とその他の税法との規定の配分について見てみると、基本的には、納税義務者、課税標準、税率などの課税の実体に関しては各税法において規定し、各税に共通する期限後申告、修正申告、更正・決定、更正の請求、賦課、納付及び還付の手續、附帯税、税務争訟などについては通則法において規定しているということができる。

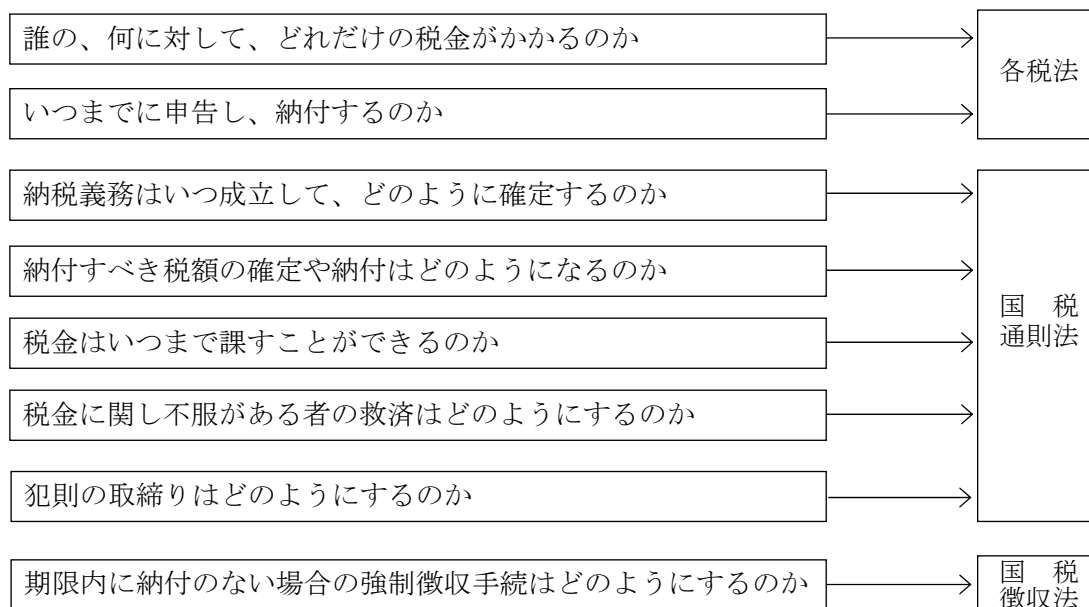
なお、各税に共通するものではあるが、滞納処分に関しては徴収法がある。

ただ、申告から税務争訟に至る手續規定及び納付義務の承継、送達などの共通規定の全てが通則法に規定されているわけではなく、これらのほかに各税固有の事情に基づく特別規定があり、各税法に定められている。

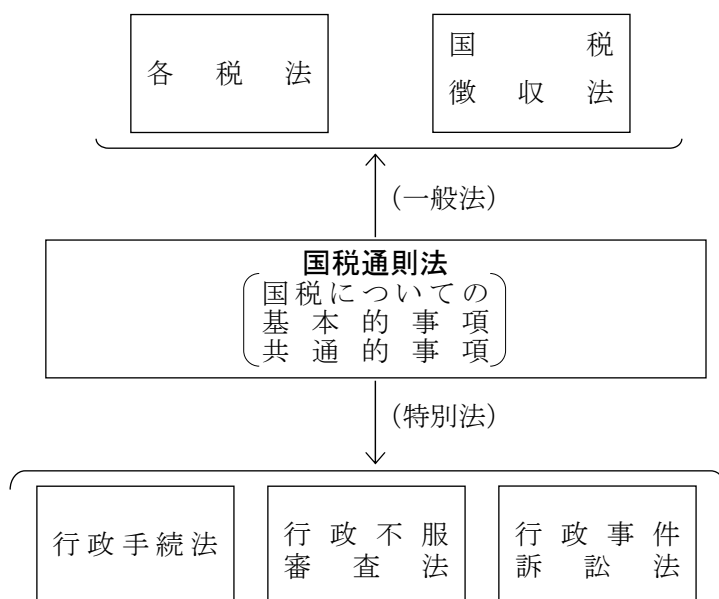
すなわち、所得税法その他の各税法が、各税固有の規定を持つものに対して、通則法は、各税法に通ずる一般法ということができる。

通則法は、その意味において**税法の一般法**という地位を占める。通則法第4条（他の国税に関する法律との関係）は、この関係を明確にするため、「この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。」と規定している。また、滞納処分の手續については、徴収法が個別に規定しているが、書類の送達、期間などの共通する事項については通則法が規定している。これとは逆に不服審査及び訴訟については、それぞれ審査法及び行訴法が一般法の地位にあり、その限りにおいては、通則法はこれらの法律の**特別法**となる（通80①、114）。

（図示：国税通則法と各税法の規定配分（位置関係））



(図示：国税通則法の地位)



また、行政の公正、透明な運営を確保する観点から、平成5年に行手法が制定されたが、通則法は、この行手法との関係について、原則的には国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行手法の規定を適用しないこととしている（通74の14）。

これは、国税に関する法律に基づく処分は、①納税義務という金銭債務に関する処分であり、処分内容をまず確定し、その適否については、むしろ事後的な手続で処理することが適切であること、②主として申告納税制度の下で、各年又は各月ごとに反復して大量に行われる処分であること等の特殊性を有していること、③限られた人員をもって適正に税務行政を執行し、公平な課税が実現されなければならないものであることを勘案し、その手続は全体としていかにあるべきかという観点から通則法及び各税法において必要な手続が規定されていることから、行手法第二章（申請に対する処分）及び第三章（不利益処分）は適用しない（処分の理由付記など一部の手続を除く。）と定められたものである。

#### 4 国税通則法と会計法等との関係

通則法は、国の財政に関する法律の一分野であるから、財政の基本に関して定めた財政法の精神に従う（財政法1）。特に国の債権の免除等については財政法第8条の規定が、国の財政管理の基本原則については同法第9条の規定が基本的には適用されることとなる。この財政法の規定を受けて、国の財産である債権の管理の適正を図るため、国の債権の管理等に関する法律（「債権管理法」と略称する。）が制定されているが、国税債権は通則法や徴収法等によって十分にその管理が行われるので、原則として債権管理法の適用はない（債権管理法3①六）。

また、財政という場合には、国民に対する財政権力作用（命令・強制作用）のほか、国の内部で財産

を管理し、会計を経理する作用も含まれている。会計の経理の分野に属するものとして、国のあらゆる金銭収支に関する会計について会計法があり、この会計法を受けて、特に国税の出納関係を規定した国税収納金整理資金に関する法律がある。これに対して、権力的な財政作用法として国と納税者との公法上の権利義務について規定する性格のものである通則法は、これらの管理的法律とは規制の範ちゅうを異にしているのであって、両者の間には一般法・特別法の関係は存在しない。同じ公法上の金銭債権に關係ある法律として、相互に密接な関連を有することは言うまでもないが、本来それぞれの面において独立して適用されるものである。

## 第2節 期間及び期限

### 学習のポイント

- 1 期間とはどういうものか
- 2 期間はどのようにして計算するのか
- 3 期限とはどういうものか

### 1 期間

#### (1) 期間の意義

期間とは、ある時点から他の時点に至る継続した時の区分をいう。

#### (2) 期間の計算

国税に関する法律において、日、月又は年をもって定める期間の計算は次により行う（通10①）。ただし、「2月16日から3月15日まで」（所120①）のように、確定日から確定日までと定める期間については、期間の計算を行う必要がないから、期間計算の規定は適用されない。

#### イ 起算点

##### (イ) 初日不算入

期間の初日は算入しないで、翌日を起算日とするのが原則である（通10①一本文）。

##### (ロ) 初日算入

期間が午前0時から始まる時、又は特に初日を算入する旨の定めがあるときは、初日を起算日（初日算入）とする（通10①一ただし書）。

#### ロ 計算と満了点

##### (イ) 暦による計算

期間が月又は年をもって定められているときは、暦に従って計算する（通10①二）。

暦に従うとは、1月を30日又は31日とか、1年を365日とかというように日に換算して計算することではなく、例えば、1月といった場合は、翌月における起算日に相当する日（以下「応当日」という。）の前日を、1年といった場合は、翌年における起算日の応当日の前日を、それぞれの期間の末日として計算することをいう（通10①三）。

##### (ロ) 満了点

A 月又は年の始めから期間を起算するときは、最後の月又は年の末日の終了時点（午後12時）が期間の満了点である。

B 月又は年の始めから期間を起算しないときは、最後の月又は年において起算日の応当日の前日の終了時点が期間の満了点である（通10①三本文）。この場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日の終了時点が期間の満了点である（通10①三ただし書）。

#### ハ 期間の計算が過去に遡る場合

期間の計算が過去に遡る場合には、その起算日が「法定納期限の1年以上前」（徴35①）のように、丸1日として計算できる場合を除き、その前日を第1日として過去に遡って期間を計算する。

【参考法令・通達番号】

通基通(徴)10-1、-2、民140、143

【参考】 期間の計算の具体例

用語	説明	用 例	図 解
1 ～日から	原則 初日不算入 (通10①一 本文)	(1) その理由のやんだ日から 2月以内(通11)	
		(2) 納付の日から3日以内(徴 131)	
	特例 初日算入 (通10①一 ただし書)	(1) 終了の日の翌日から2月 以内(法74①) ③ ～の日の翌日から・・・ 午前0時から始まる。	
		(2) 開始の日以後6月を経過 した日から2月以内(法71 ①) ③ 6月を経過した日・・・ 午前0時から始まる。	
2 ～日から 起算して	期間の初日(起 算日)を明確に する場合に用 いられる。	督促状を発した日から起算し て10日を経過した日(通40)	
3 経過する 日	期間の末日	(1) ～の翌日から起算して1 月を経過する日(通35②二) ③ ～の翌日から1月を経過 する日と同じである。	
		(2) ～の翌日から起算して1 月を経過する日(通35②二、 通10①三ただし書)	
4 経過した 日	期間の末日の 翌日	～日から起算して7日を経過 したとき(通14③)	
5 以前	起算点となる 日時を含む。	法定納期限等以前に設定(徴 15)	
6 以後 7 以内	起算点又は期 限の満了点と なる日時を含 む。	損失を受けた日以後1年以内 に納付すべき国税(通46①)	
8 前又は後	起算点又は満 了点となる日 時を含まない。	(1) 公売の日の少なくとも10 日前までに(徴95①)	
		(2) 提出すべき期限後に(通32 ①)	



## 2 期限

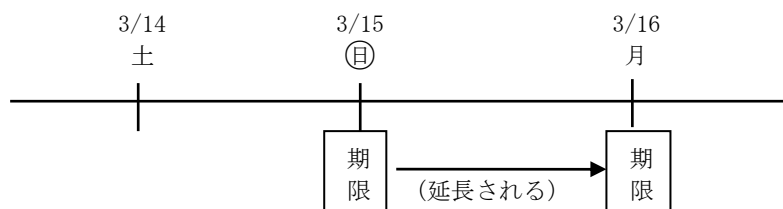
### (1) 期限の意義

期限とは、法律行為の効力の発生、消滅又は法律行為や事実行為の履行が一定の日時の到来にかかっている場合における、その一定の日時をいう。期限には、3月15日、7月31日など確定日によるもののほか、期間の末日も含まれる。

### (2) 延長される期限

国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもって定める期限などを除く。通令2①）が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされる（通10②）。

（図示：所得税の確定申告）



※ 3/15が土曜日の場合は、3/17（月）まで延長される。

（注） 1 一般の休日とは、日曜日、国民の祝日以外の全国的な休日である。年始の1月2日と3日の休暇は、一般の休日に当たる。

2 政令で定める日とは、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日をいう（通令2②）。

【参考法令・通達番号】

通基通（徴）10-3~-5、民142

## 第3節 書類の送達及び提出

### 学習のポイント

- 1 書類の送達はどのようにして行うのか
- 2 公示送達はどのような場合に行うのか

### 1 書類の送達

#### (1) 送達を受けるべき者

##### イ 原則

書類の名宛人

##### ロ 例外

- (イ) 納税管理人が定められている場合の納税管理人（通12①ただし書）
- (ロ) 被相続人の国税に関する書類を受領する代表者を指定する旨の届出があった場合の相続人代表者（通13）
- (ハ) 法定代理人が明らかな場合の法定代理人

#### (2) 送達すべき場所

送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所又は事業所）（通12①）

【参考法令・通達番号】

通基通（徴）12-1

### 2 送達の方法

#### (1) 郵便又は信書便による送達

郵便又は信書便による送達には、通常取扱いによる郵便・信書便のほか、相手方への到達が証明できる簡易書留、書留又は配達証明といった特殊な取扱いによるものがある。

通常取扱いによる郵便又は信書便によって書類を発送した場合には、その郵便物又は信書便物が通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される（通12②）。この場合には、税務署長などは、その書類の名称、送達を受けるべき者の氏名（法人についてはその名称）、宛先及び発送の年月日が確認できる記録（**発送簿**）を作成しておかなければならない（通12③）。

## (2) 交付送達

交付送達は、送達を行う職員が送達を受けるべき者に対して書類を交付することにより行う。この場合には、送達を行う職員は、交付した事績を明確にするため、**送達記録書**を作成し、これに受領者の署名押印を求める（通規1①②）。

### イ 原則的交付送達

送達を行う職員が、送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付することである（通12④本文）。

### ロ 出会送達

送達を受けるべき者に異議がない場合で、送達すべき場所以外の相手方と出会った場所、その他相手方の了解した場所（例えば勤務先など）で書類を交付することである（通12④ただし書）。

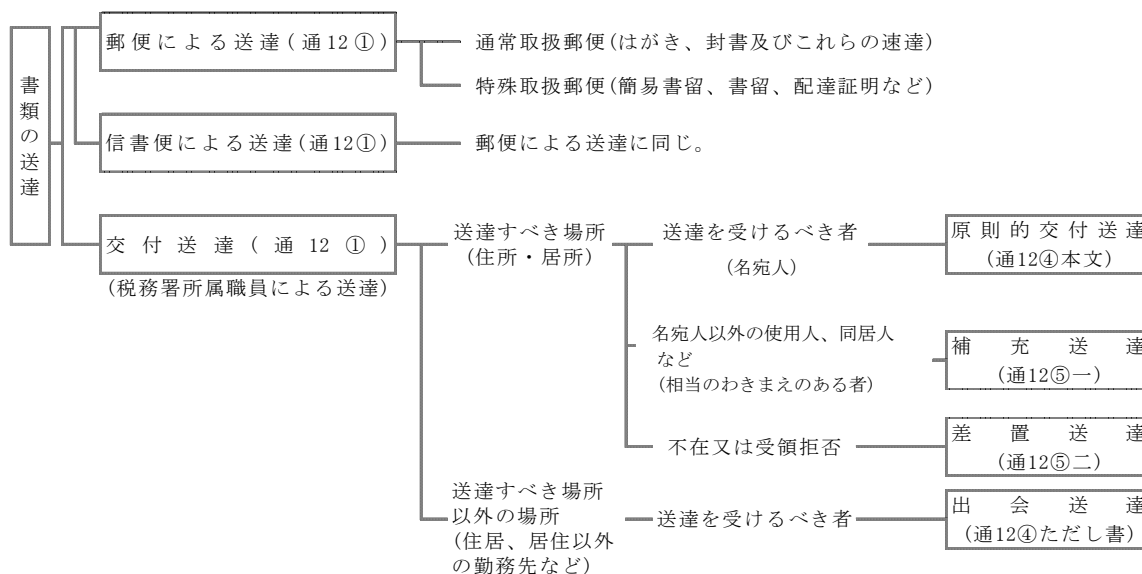
### ハ 補充送達

送達すべき場所において、書類の送達を受けるべき者に出会わない場合に、その使用人その他の従業者又は同居の者で、相当のわきまえのあるもの（送達の趣旨を了解し、名宛人に交付されることが期待できる者（送達の趣旨を了解できる未成年者を含む。））に、書類を交付することである（通12⑤一）。

### ニ 差置送達

送達を受けるべき者、その使用人、従業者若しくは同居の者が送達すべき場所にいない場合、又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合に、上記の交付に代えて、送達すべき場所の玄関内、郵便受箱などにその書類を差し置くことにより送達することである（通12⑤二）。

(図示：書類送達一覧表)



【参考】

○ 信書便

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日法律第99号）の制定により一定の民間事業者が他人の信書を送達する業務を行うことができることとなった。

このため、一般信書便事業者（同法2⑥）又は特定信書便事業者（同法2⑨）による信書便（同法2②）による送達が加えられた。

(3) 送達の効力発生時期

書類の送達の効力は、その書類が社会通念上送達を受けるべき者の支配下に入ったと認められる時（送達を受けるべき者が了知し得る状態におかれた時）に生ずる。例えば、郵便による送達の場合には、郵便受箱に投入された時である。

また、交付送達の場合には、送達を受けるべき者又はその使用人などに交付した時、あるいは送達すべき場所の玄関内、郵便受箱などに差し置いた時である。

なお、一旦有効に書類が送達された以上、その書類の返戻があっても送達の効力には影響がない。

【参考法令・通達番号】

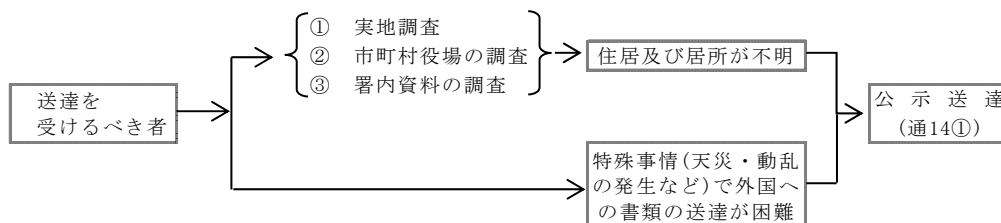
通基通（徴）12-6～-10、民97①

### 3 公示送達

#### (1) 公示送達の要件

公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、郵便又は信書便による送達及び交付送達に代えて行うものである（通14①）。

(図示)

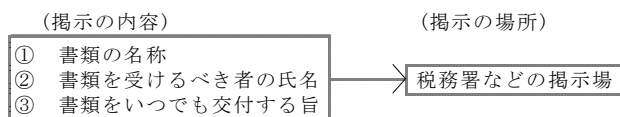


(注) 単に、郵便物が返戻されてきたという理由だけで、実地調査などの所要の調査をしないで公示送達をしても、公示送達の効力は生じない。

#### (2) 公示送達の方法

公示送達は、送達すべき書類の名称、送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を、税務署などの掲示場に掲示して行う（通14②）。

(図示)

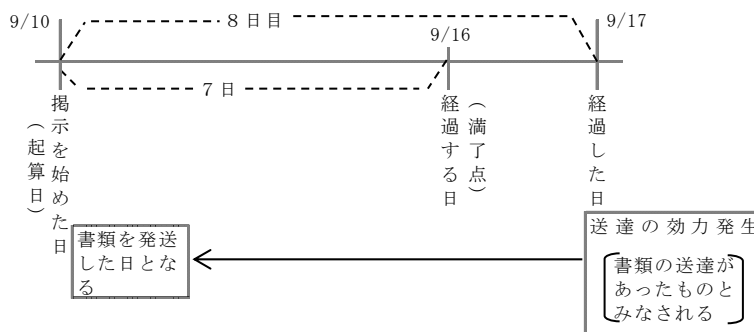


#### (3) 公示送達の効果

公示送達は、その掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされる（通14③）。

なお、この期間の末日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日であっても、公示送達の効果の生ずる時期に影響はない。

(図示)



【参考法令・通達番号】

通基通(徴)14-1~4

#### 4 書類の提出

##### (1) 書類提出者の氏名及び住所等の記載と押印

申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、提出する書類に氏名（法人については、その名称）及び住所又は居所及び番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号（マイナンバー）又は法人番号）を記載して押印する。

また、次の者によって書類を提出するときは、その者の氏名及び住所又は居所を併せて記載し、その者が押印する（通124）。

- イ 法人である場合 ⇒ その法人の代表者
- ロ 納税管理人又は代理人の場合 ⇒ その納税管理人又は代理人
- ハ 不服申立人が総代を通じて書類を提出する場合 ⇒ その総代

##### 【参考】

提出する書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等に関連して提出されると考えられる書類など一定の書類については、マイナンバーの記載を要しないこととされている。

##### (2) 提出書類の効力発生時期

納税者などから税務署などへ提出された書類は、それが到達した時に効力を生ずる（到達主義）。

ただし、通則法第22条は、郵便又は信書便により提出された納税申告書（添付書類及び関連して提出される書類を含む。）及び国税庁長官が定める書類については**発信主義**を適用し、通信日付印により表示された日を提出日とみなすこととしている。

##### 【参考】

- 平成18年国税庁告示第7号「国税通則法第22条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件」

○ 発信主義が適用される主な書類一覧

区 分	書 類 名
申告納税による所得税	所得税の確定申告書(所120①)
	所得税の予定納税額の減額申請書(所112)
	個人事業の開廃業等届出書(所229)
	所得税・消費税等の納税地の変更に関する届出書(所16③、消25)
	青色申告承認申請書／青色申告の取りやめ届出書(所144、151)
	青色事業専従者給与に関する届出書(所57②)
	所得税のたな卸資産の評価方法の届出書(所令100②)
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書(所令123②)
	転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書(措41)
源泉徴収による所得税	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(所230)
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(所217①)
	源泉所得税の年末調整過誤納額還付請求書(所令313②)
	源泉所得税の誤納額還付請求書(通令24③)
	租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(租税条約)
譲 渡 所 得	租税特別措置法第40条の規定による承認申請書(措令25の17①)
相続・贈与税	相続税の申告書(相27①)
	贈与税の申告書(相28①)
	相続税の延納申請書(相39①)
法 人 税	法人税の確定申告書(法74①)
	法人設立届出書(法148)
	法人税申告期限の延長の特例の申請書(法75の2③)
	青色申告の承認申請書(法122)
	棚卸資産の評価方法の届出書(法令29②)
	減価償却資産の償却方法の届出書(法令51②)
	欠損金の繰戻しによる還付請求書(法80⑥)
消 費 税	消費税の確定申告書(消45①)
	消費税課税事業者選択届出書(消9④)
	消費税課税事業者選択不適用届出書(消9⑤)
	消費税簡易課税制度選択届出書(消37①)
	消費税簡易課税制度選択不適用届出書(消37④)
揮発油税	揮発油税特定用途免税揮発油移入届出書(揮14⑦)
	揮発油税納期限延長申請書(揮13①)
酒 税	酒類の製成及び移出の数量等申告書(酒令53⑥)
そ の 他	納税の猶予申請書(通令15①)
	更正の請求書(通23⑦)
	法定調書(所225①)
	国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書(電子7①)
	再調査の請求書、審査請求書(通75①)

## 【参考】

## ○ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用できる申告・申請・届出等

e-Taxを利用してできる主な申告・申請・届出等の手続は、次のとおりである（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令3、別表）。

なお、e-Taxにより送信された申告等データは、国税庁の受付システムのファイルに記録された時に行政機関等に到達したものとみなされる（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律3③）。

## 1 e-Taxを利用できる主な手続

## (1) 申告

所得税、贈与税、法人税、地方法人税、消費税（地方消費税を含む。）、復興特別法人税、酒税及び印紙税に係る申告

## (2) 申請、届出等

所得税関係、相続税・贈与税関係、法人税関係、消費税関係、間接諸税関係、酒税関係、納税証明書交付関係、納税関係、法定調査関係、その他（電子帳簿保存法関係、再調査の請求関係、納税管理人関係、審査請求関係、災害関係など）

## 2 事前手続等

(1) e-Taxを利用しようとする者は、事前に電子申告・納税等開始（変更等）届出書（以下「開始届出書」という。）を納税地を所轄する税務署長に提出（送信）する必要がある。

なお、平成31年（2019年）1月から、マイナンバーを用いてe-Taxを利用する場合には、開始届出は不要とされている。

(2) 開始届出は、書面で行う方法とオンラインで行う方法とがあり、開始届出書は、税務署の窓口で入手するほか、国税庁のホームページから直接ダウンロードをする方法によっても入手できる。

(3) 開始届出書をオンラインで提出した場合は、利用者識別番号及び暗証番号等がオンラインで発行（通知）される。また、開始届出書を書面で提出した場合は、税務署から「利用者識別番号等の通知書」（利用者識別番号及び暗証番号が記載）が送付される。

(4) e-Taxを利用する際には、申告等データに電子署名を行うので、あらかじめ電子証明書を取得する。

なお、平成31年（2019年）1月から、マイナンバーを用いて電子署名を行い、マイナンバーカードに格納されている電子証明書を併せて送信する場合には、利用者識別番号及び暗証番号を入力することは要しない。また、税理士等が委嘱を受けて税務書類を作成し、委嘱者に代わってe-Taxを使用して申請等を行う場合のその委嘱者、e-Taxによる申請等に係る開始届出の際に行われた一定の本人確認に基づき通知された利用者識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行う者などについては、電子署名及び電子証明書の送信を要しない。



## 第4節 所轄庁及び納税地

### 1 所轄庁

所轄庁とは、更正、決定、徴収などの国税に関する処分を行う権限がある者及び納税者の行う申告、申請などを受理できる者をいう。

所轄庁は、原則として、納税申告書、課税標準申告書を提出する際における、その国税の納税地を所轄する税務署長であり（通21①、31②）、また、更正、決定、賦課決定又は徴収についての処分を行う際における、その国税の納税地を所轄する税務署長である（通30①、33①、43①）。

納税地は、税目により異なり、各税法に定められているが、その主なものを挙げれば次のとおりである。

区 分	納 税 地	
申告納税による所得税	納税者の住所又は居所（所15一、二）	
源泉徴収による所得税	給与などの支払日における支払事務所等の所在地（所17） （支払事務所等を移転した場合には、当該事務所等の移転後の所在地）	
法人税	法人の本店又は主たる事務所の所在地（法16）	
相続税	納税者の住所又は居所（相62①） ただし、当分の間は、被相続人の死亡時の住所（相附3）	
贈与税	納税者の住所又は居所（相62①）	
消費税	個人	住所、居所又は事務所等の所在地（消20一、二、三、21①②）
	法人	本店又は主たる事務所の所在地（消22一）

### 2 納税地の異動等と所轄庁

所得税、法人税、地方法人税、贈与税、課税資産の譲渡等に係る消費税、電源開発促進税及び国際観光旅客税の納税地は、原則として納税者の住所又は本店などの所在地であるが、これらは課税期間の開始後に移転する可能性を有している。

#### (1) 納税地が異動した場合

納税地が異動した場合には、現在の納税地（新しい納税地）を所轄する税務署長が所轄庁となる（新納税地主義）。

ただし、次のような特例がある。

イ 納税申告書が、異動前の旧納税地を所轄する税務署長に提出された場合は、所轄違いであると拒否することなく受理し、現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、また納税者にその旨を通知する（通21②③）。

ロ 更正、決定、賦課決定又は徴収についての処分を行う場合に、旧納税地を所轄する税務署長が、異動したことを知らないか又は異動後の納税地が判明しない場合において、その知らないこと又は

判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、旧納税地を所轄する税務署長が課税処分及び徴収についての処分をすることができる(通30②、33②、43②)。この結果、更正などの課税処分に競合を生じ、既に適法な課税処分が存在していることが判明した場合には、後行の課税処分を取り消すこととなる(通30③)。

(2) 徴収の引継ぎの場合

国税局長は、国税の徴収について必要があると認めるときは、管内の税務署長から**徴収の引継ぎ**を受けて、徴収の所轄庁となることができる(通43③)。

また、税務署長又は税関長は、国税の徴収について必要があると認めるときは、他の税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる(通43④)。これは、税務署にとっての事務効率の向上及び納税者にとっての利便性の向上に資することから設けられたものである。